

# 厚生常任委員会

平成17年2月17日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木田 守彦                      ○里川宜志子                      浦野 圭司  
三木 誓士                      中西 和夫

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 課 長 補 佐	清水 昭雄		

## 3. 会議の書記

議会事務局長      浦口 隆                      同 係 長      猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、浦野委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。町長の挨拶をお受けいたします。  
小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、浦野委員のお二人を指名いたします。よろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてご説明申し上げます。

（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、本施設の早期建設に向けまして慎重に取り組んでいるところでございます。本施設の建設は、本町の重点施策でありますことから、今年度末までに建設用地の選定などをまとめますよう全力をあげて努力して参りたいと考えております。今後、建設用地の選定などがまとまりましたならば、当常任委員会にご報告を申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

次に、3月定例議会に付議が予定されております議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに(1)斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例について理事者の説明を求めます。

福祉課長 斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例についてご説明いたします。

まず、斑鳩町次世代育成支援行動計画の策定につきましては、現在まで2回の策定協議会を開催いたしまして、2月末の策定協議会で最後の協議をお願いし、年度末までに当計画の策定を行う予定となっております。この計画の策定後は、本計画に基づく施策を推進するため、進捗状況を管理、評価しながら、本計画の円滑な推進を図って参りたいと考えております。このため、これからご説明申し上げます斑鳩町次世代育成支援地域協議会の設置を考えております。

まず、要旨を朗読致します。資料1の2枚目をご覧いただきたいと思います。

( 要旨朗読 )

福祉課長 続きまして、条例の本文の概略を説明させていただきます。

まず第1条におきまして、次世代育成支援対策推進法の規定に基づきまして策定いたします斑鳩町次世代育成支援行動計画を確実に推進

していくため、行動計画の進捗状況の評価を行うとともに、施策の充実や見直しについて協議を行うため斑鳩町次世代育成支援地域協議会を置くということで、所掌事務につきましては行動計画の推進に関する重要な事項に関すること、また、組織といたしましては、協議会は9人以内をもって組織いたしまして、その内訳と致しましては、町議会議員、学識経験のある者、その他町長が必要と認める者の中から組織させていただきます。委員の任期につきましては1年であります。会長及び副会長を1名置きまして、委員の互選によって選出していただき、協議会の会議は会長が召集いたしまして、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができません。

また、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによります。庶務につきましては、福祉課が所掌いたします。委任につきましては、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定めとなっております。また施行期日につきましては、平成17年4月1日から施行するものでございます。

なお、この協議会の設置に伴いまして、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例につきましては廃止といたします。

以上簡単ではございますが、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 これにつきましては、私は非常に重要な計画だと考えています。今の子どもを取り巻く様々な社会情勢、また少し年齢が上がっても不登校からのひきこもりとか、またお母さん、お父さんになられても虐待をしたり、という単に小さい子どもさんだけの問題ではなく、大人に至るまで次世代をどう育成支援していくのかという事で、今の状況か

らいくと非常に重要な計画で、我々も取り組んでいかないといけないと。これを協議会として進捗状況をきちっと見ながら、また総合的な判断をするという事になりますと非常に高度な内容のものになるだろうし、またそうなって欲しいという風に考えてますので、協議会の委員の9人以内をもって組織するとなってますけれども、以前から申し上げてますけれども、やはり委員構成については、専門家、常々こういう事に深く知識をお持ちの方とか、できるだけ人選についてはよく考えて有効な協議会となるよう設置していただきたいという風に考えておりますが、またそういういろんな情勢を踏まえる中で、男女、年齢層、こういったものにも配慮していただきたいという風に考えているんですが、その辺だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

福祉課長　　今、里川委員からご指摘ありましたように、この構成メンバーにつきましては慎重に選定していきたいと考えております。ただ、今、策定協議会の中では選定して頂いております委員さんを、当初は行動計画を策定したという中身はありますので、その辺は引き続いて当初選定していただくかと現在考えております。メンバーにつきましては、ご指摘ありましたように専門的な知識を持っておられる方もおられますし、医師会、または自治会の方からも入って頂いているという事で、広い範囲で選定していこうと思っておりますので、今後また十分検討しまして、再度また要請をしていきたいと考えております。

委員長　　よろしいですか。他にございませんか。  
ないようですので、これをもって終りたいと思います。一定の説明を受けたという事で終了します。

委員長　　次に（２）斑鳩町障害者福祉計画運営協議会設置条例について理事者の説明を求めます。

福祉課長　　提出予定議案の斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例についま

して、ご説明いたします。

まず、先ほどの次世代と同じなのですが、斑鳩町障害者福祉計画の見直しにつきましては、現在、2回の検討委員会を開催いたしまして、2月末の検討委員会で最後の協議をしていただきまして、年度末までに本計画の見直しを行う予定であります。計画の見直し後は、本計画に基づく施策を推進するため、進捗状況を管理、評価いたしまして本計画の円滑な推進を図って参りたいと考えております。このため、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会の設置を考えております。

まず、要旨でご説明させていただきます。資料2の2枚目でございます。

( 要旨朗読 )

福祉課長

次に、条例の本文の概略を説明致します。

第1条におきまして、障害者基本法の規定に基づきまして、斑鳩町障害者福祉計画を確実に推進していくため、計画の進捗状況の評価を行うとともに、施策の充実や見直しについて協議を行うため斑鳩町障害者福祉計画推進協議会を置くということであります。所掌事務につきましては当計画の推進に関する重要な事項に関することとなっております。

以下、組織、任期、会長及び副会長、会議、庶務、委任につきましては、先に説明致しました斑鳩町次世代育成支援地域協議会と設置条例とほぼ同様となっておりますので説明の方は省略させていただきます。

なお、施行期日につきましては、平成17年4月1日からの施行でございます。この協議会の設置に伴いまして、斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例につきましては廃止いたします。

以上簡単ではございますが、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い致します。

先ほどご質問ありましたように、委員さんの考え方ですが、先ほど

と同じように今現在、策定に関していただいております委員さんを考えております。その中身も先ほどありましたように、いろいろ専門的な方も入っていただいておりますので、選定につきましても配慮をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 私、実は策定していただく委員会、今のところ全て傍聴、自分は委員ではございませんので、傍聴させていただいてます。障害者の団体の方も委員会の方に入って頂いてますけれども、そういった方々の声がより通る、そういう委員会になるように、もっとざっくばらんに色々意見が出るような委員会運営ができるように、委員長さんになっていただく方にもそういうご配慮をいただけるように、是非とも願っておきたいと思えます。それと、この障害者に絡みましてはね、介護保険の方へ統合されるという問題については、ちょっと今は落ち着いてますけれども、医療費の問題が国会の方に出されてます、障害者の関係で、まだこれも決定はされてませんけれども、今後支援費の方の動向がかなり心配な状況もございますので、そういった内容についても、なぜ私が専門家とか言うのかと言えば、そういう色々な制度や法律が改正されてもその事を踏まえた上でいろんな意見を言っていただけの方という、そういう方を是非ともきちっと入っておいていただけたらな、という思いがありますので、それで私、割とこの委員さんについては、こういう重要な部分では願いをしておきたいという風に思ってますので、そういう所を心配しているという事を理解しておいていただきまして、また委員さんをお願いしていただけたらと思えます。よろしく願いします。

委員長 回答よろしいですか、里川委員。

里川委員

はい。

委員長

他にございませんか。

ないようですのでこれをもって終りたいと思います。一定の説明を受けたという事で終了します。

委員長

次に（３）斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、（４）斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、（５）斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、（６）斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、いずれも県の制度改正に伴うものでありますので、一括して説明を求めます。

健康推進  
課長

福祉医療費の助成制度改正に伴います町の４助成条例の一部改正についてでございます。県からの準則がまだ変わるという事も考えると、今委員会では別紙、参考によりまして、A3でございます。説明という事でご理解願いたいと思います。

それでは、お手元のA3用紙２枚にまとめておりますので、その用紙についてご説明申し上げます。

福祉医療費助成制度に係る県補助のあり方と町の実施方針という事で、この関係につきましては県の助成制度、これの改正要旨につきましては、将来にわたり、持続可能な安定的な制度とする事で、奈良県の補助制度が改正され、平成17年8月1日から実施される事になりました。この制度は高齢者、乳幼児、障害者等の医療費自己負担分に対し市町村が助成し、これが県が2分の1の補助率をもって補助するものでございます。斑鳩町の場合、県補助の対象要件を拡大いたしまして、町単独事業としても実施しているところでございます。

今回の医療費の助成制度の対象者と助成額の変更についてという事に入りますが、まず1つ目、老人医療費助成という事で、この関係に

つきましては、県関係の現行制度につきましては65歳以上70歳未満の医療費の自己負担分について、医療費の2割を助成するという事で、下の表にございますが、まず1割は自己負担という事になっていて、あとの7割は健康保険から出ております。真中の2割につきまして助成という事で、1割が県、1割が町という形になっております。町の実施関係につきましては、現行制度は県と同じ内容で実施しているところがございます。これの改正につきます県関係につきましては、経過措置を設けて廃止するという事で改正時に65歳を超えている者は引き続き助成の対象とし、改正時に65歳になってくる者、この方達が対象とならないと。この事から5年後の平成22年8月以降対象者が全てなくなり、制度が廃止となるという事で、その事によりまして昭和15年7月31日以前生まれ、要は65歳以上の方ですが、自己負担1割。15年8月1日以後生まれ、要は65歳になってくる者、この方達は助成金の2割がなくなり、自己負担3割という事が、これが県の改正でございます。

町の改正後の方針といたしまして改正時に65歳を超えている者につきましては引き続き助成の対象となる事から、そのまま継続する。それと改正時に65歳未満の者、要はこれから65歳になってくる64歳以下の方、これらの方たちが、これまでの制度で町が実質負担していた1割について助成を継続するという事で、15年7月31日以前生まれ、これが自己負担1割、15年8月1日以後生まれにつきましては、廃止される県の1割と自己負担の1割で自己負担が2割となります。現状的には町の1割は助成を残すという事でございます。

次の②乳幼児（0歳）医療費助成でございます。この関係の県の現行制度につきましては、全額助成する、それと高齢者福祉年金の所得制限があるという事で、町につきましては現行制度につきましては、自己負担分、医療費の2割について全額助成する。それと所得制限はないという事で、現行制度はやっておりますが、県の改正内容につきましては、一医療機関500円、14日以上入院につきましては1000円の自己負担、それと児童手当の所得制限に変更があるという

ものでございます。

町の現行制度、改正後の方針といたしましてはこの通院500円、入院1000円を助成いたしまして、全額助成を継続、所得制限も設けないという事でございます。

③の乳幼児（1～2歳）医療費助成、この関係の県につきましての現行につきましては、自己負担分、医療費の2割について医療費の1割分を助成するという事と、児童手当の所得制限があるという事でございます。

町の現行制度につきましては、この自己負担分2割について全額助成している、所得制限もないという事で、県の改正後の内容につきましては一医療機関500円、入院につきましては1000円の自己負担という事でございますが、町の改正後は通院500円と入院1000円を助成し、全額助成を継続するという事でございます。

④乳幼児（3歳以上）医療費助成、県の現行につきましてはございません。町の現行制度につきましては、3歳児の医療費の自己負担、全額助成している、所得制限もございません。それと、4歳～6歳児の入院と歯科診療自己負担分についても、全額助成し、所得制限はないという事で実施しております。これの県の改正内容につきましては3歳～6歳の入院の医療費の自己負担分について助成するが、通院の500円と入院の1000円は自己負担していただく。それと児童手当の所得制限があるというものでございます。

町の改正後の方針につきましては、対象者には変更ございませんし、通院500円と入院1000円の助成、これも全額助成を継続という形をとっております。

2枚目の⑤心身障害者医療費助成、この関係の県の現行制度につきましては65歳以上で身体障害者の1・2級、それと療育手帳のA、この方たちにつきましては全額助成するという事で老齢福祉年金の所得制限があるという事でございます。町の現行につきましてはこの身体障害者手帳の1・2級に対象要件を拡大いたしまして3級、それと療育手帳Aに対象要件を拡大してB、この方達を入れておりまして全

額助成するという事と、所得制限があるという事です。それと県の改正内容につきましても、通院500円と入院1000円、これは自己負担という事でございますが、町につきましてもの改正後の方針といたしましては、通院500円、入院費1000円も助成し、全額助成を継続という事でございます。

⑥母子医療費助成、これの県の現行制度につきましてもは自己負担分、全額助成するという事と、児童扶養手当の所得制限があるという事。町の現行につきましてもは県と同じ内容で実施しております。県の改正内容につきましても、これも通院500円と入院1000円、これは自己負担という事でございますが、町の改正後の方針といたしまして通院500円と入院1000円も助成し、全額助成を継続するというものでございます。

⑦重度心身障害老人等医療費助成、県の現行につきましてもは、これも身体障害者手帳1・2級と療育手帳A、それで全額助成されるもので、所得制限があるという事でございますが、町の現行制度につきましてもは、先ほど言うておりますように、対象要件を拡大いたしまして身体障害者手帳の3級、それと療育手帳のBも拡大してございまして、自己負担分全額助成、所得制限があるということでございますが、県の改正後、これも通院の500円と入院の1000円、これは自己負担という事でございます。

町の改正後につきましてもは通院500円、入院費1000円も助成いたしまして、全額助成を継続するというものでございます。

それと、支払方法の変更という事でございます。現行につきましてもは償還払いと現物給付の併用をいたしてございまして、償還払いにつきましてもは対象者本人が医療機関に支払い、本人が後で助成金を支給申請し、助成を受けるものであるという事で、現物給付につきましてもは、本人が支払う事なく町が直接医療機関に医療費の自己負担分を支払うという事で、対象者に助成したものとみなすものでございます。これが、改正後になりますと、自動償還払い、県内の受診者のみ、という事で、他府県の受診や針灸、接骨などは通常の償還払いという事でご

ざいまして、受診者本人が病院でお金を払うというのがまず最初、その後支給申請しなくて、医療機関からのデータに基づきまして町が助成金を計算いたしまして、あらかじめご本人さんが登録している預金口座に振り込むというやり方でございます。この現物給付につきましては市町村とか医療機関、審査機関、三者の合意の下で行う方法でございます。今回の制度改正においても全県、奈良県内ですけれども、自動償還払いの方法がとられる事になっておりまして、本町だけが現物給付を行う事は現実的に困難となるという事から、自動償還払いに移行していきたいと思っております。それで下につきましては、自動償還払いにおける事務の簡単な流れ、1ヶ月分でございますが、まず対象者がお医者さんに行きまして、受診資格証を提示する。それでお医者さん、病院の方ではその受診資格証を確認いたしまして診察をする。3番目に対象者、医療サービスを受けるという事になって、本人がその場でお金を支払うという事になります。そして4つ目にお金を医療機関が受取りまして、病院は市町村毎に自己負担分の領収記録を作成しまして、国保連に送付をするという形になります。それで、国保連合会につきましては、自己負担分の領収記録を取りまとめて市町村毎にデータ化いたしまして、市町村に送付します。市町村におきましては、その国保からのデータを受取りまして、町の資格記録と突合いたしまして、対象者に助成金を支払うという事で、最終的には対象者本人さんの預金口座に振り込まれるという形になります。今回の制度改正によりまして、このような流れになるとの事から、条例の一部を改正するというものでございます。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 丁寧に説明して頂いて、こうやって資料をきちっと出していただいたので、私も県の改正について心配しておりましたけれども、非常に

斑鳩町としてはこの福祉医療についても努力をしようという事では  
いただけるのは非常にありがたいなと思って、高く評価をさせていただ  
きたいと思います。ただ、自動償還払いの関係の中では、若い世代  
であったり、今のこういう状況の中でお給料なんかはだんだん減って  
きて、しんどいという中で、医療費、給料前だったら医療費高くかか  
る所はかかりにくいとか、そういう事だけではなくて、いろんなケー  
スがあると思うんですが、県の方もやっぱり一旦は支払ってもらおう  
という事に対して何かそういう貸付制度のようなものを考えなければな  
らないな、というような発言も県の方でも一部あったようなんですけ  
れども、その事については、町としては今どのような考え方をされて  
いるのか。県の方へもそういう話はしていただいているのか、また県  
からもそういう説明があるのか、その辺をちょっと確認させていただ  
けたらと思うんですが。

健康推進  
課長

本町での実施の予定はという事でございますが、資金貸付制度の概  
要は聞いております。その制度の内容につきましては、今幾つかの疑  
問もございまして、随時県に照会をかけておりますが、回答が遅く、  
まとまっていないのが現状でございます。県からの回答、他市町村の  
状況などを鑑みまして制度を導入するか否か、また導入するとなれば  
その内容をどのようにしていくか、慎重に検討していかなければなら  
ないと考えております。

里川委員

私達みんな次世代を育成していこうという事で、奈良県も次世代  
育成支援計画を策定しているところだと思うんですね。奈良県もして  
ると思いますが、市町村もそれをしなければならない、というような  
状況の中で、どういう風に支援していくのか、子育て支援という事  
について考えた時に、やはり有効な利用をしていただけるように、私達  
もしていきたいなと思いますので、また十分県と相談して検討して  
いただきたいという事をお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。  
ないようですので、これをもって終りたいと思います。あらかじめ一定の説明を受けたという事で終わります。  
次に（７）平成１６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について理事者の説明を求めます。

健康推進課長 資料７でございます。平成１６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、これの主旨でございますが、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定によります歳入の減額。それと共同事業拠出金の確定によります歳出の増額と、それに伴います国庫支出金等の増額。それと財産収入の増額、それに伴います積立金の増額、要は利子でございます。これら歳入歳出それぞれ１，２９７万５，０００円を減額いたしたいと、このように思っております。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 ございませんか。  
ないようですので、あらかじめ説明を受けたという事で終わります。  
次に（８）平成１６年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第３号）について理事者の説明を求めます。

健康推進課長 資料８でございます。平成１６年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、これの主旨といたしまして医療費の増加にかかります、医療諸費の増加。それと、それに伴います国庫支出金の増加でございます。それによりまして、歳入歳出それぞれ７，０６３万５千円を増額するというものでございます。

以上簡単ですがよろしくお願い致します。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

ございませんか。

ないようですので、あらかじめ説明を受けたという事で終了します。

以上、3月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項についてお受けいたします。

(1) 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち、当委員会に属するものについての報告を求めます。

福祉課長

一般会計補正予算(第8号)につきまして、まず福祉課に関するものからご説明させていただきます。資料9によりましてご説明させていただきます。まず、歳出からでございます。

第3款民生費、障害福祉費の精神障害者小規模作業所の運営支援におきまして、作業所への入所予定者が在宅サービスを受けられたことや4月に開所を予定しておりました施設の開所が10月に遅れましたこと等によりまして、町負担金において204万3,000円の減額が生じました。また、知的障害者更生施設等支援費の支給におきまして、更生施設への入所予定者が通所サービスを受けられたことや、授産施設への入所予定者の転出。また、障害認定区分が軽度の判定であったこと等によりまして、町負担金において1,584万9,000円の減額が生じております。次に、保育園費の広域入所の充実におきまして、広域入所を委託しました児童数が当初55名を予定しておりましたが、65名と10名の増加により462万1,000円の委託料の増額が生じたものであります。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

第14款国庫支出金、民生費国庫負担金の保育所運営費負担金におきまして、先ほどご説明いたしましたように、広域入所委託の増に伴い229万9,000円の増額、また、障害者更生施設等支援費負担金におきまして、知的障害者更生施設等支援費の支給額の減に伴いまして792万2,000円の減額が生じております。

また、第15款県支出金、民生費県負担金の保育所運営費負担金におきまして、先ほどの事由によりまして114万9,000円の増額、また、障害者更生施設等支援費負担金におきましても396万1,000円の減額が生じております。

次に、第20款諸収入であります、受託事業収入の広域保育受託料におきまして当初13名が19名となり、広域保育受託料としまして510万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上簡単ではございますが、福祉課にかかりますもののご説明を申し上げます。

健康推進  
課長

同じく健康推進課関係につきまして、この主旨といたしまして国保特会、老健特会の補正に伴いますもので、歳入の国庫負担金の保険基盤安定負担金、それと県負担金の保険基盤安定負担金。歳出の国民健康保険事業への支援、老人保健への支援、国民健康保険事業の基盤安定、これらにつきまして国民健康保険事業特別会計への繰出しの減額とそれに伴います国庫支出金の減額、それと老人保健特別会計への繰出しの増額によりますものでございます。また、衛生費関係の日本脳炎予防接種の実施、風しん予防接種の実施、基本健康診査の実施、前立腺検診の実施につきましては、保健事業にかかります経費の増額という事で、見込みより受診者が増えた為に増額をお願いするものでございます。以上でございます。

環境対策  
課長

続きまして環境対策課所管の事項についてでございます。資料の末尾2行にございます、火葬場費及び塵芥処理費にかかる補正でござい

ます。いずれも周辺対策事業にかかります補正でございますが、まず火葬場費でございますが、150万円の減額補正でございます。この減額の理由でございますけれども、本年度に実施する事としております火葬場の周辺対策事業のうち、三井自治会から要望のありました水路改修事業につきましては、町の単独土地改良事業という事で施工することとしておりますが、これにかかります地元負担額を当課で当初から補償、補てん、賠償金として予算計上しているところでございます。実際の事業の施工にあたりまして地元と施工方法等々協議を行う中で、その内容に変更が生じた事によりまして、事業費そのものが減額されました結果、地元負担額が減額になる事によるものでございます。

次に塵芥処理費でございますが、717万5,000円の減額補正でございます。この減額の主なものといたしましては、これも本年度に施工する事としてございました衛生処理場の周辺対策事業のうち、高安の自治会から要望のありました農道や水路の整備事業、その一部でございますけれども、地元の事由によりまして本年度では施工の目途がたたない状況になりました事から次年度以降に延期になりました事によりまして事業費が減額となった事から当課、環境対策課が予算計上してございました地元負担金が減額となった事によるものでございます。

以上簡単ではございますが、3月議会に上程予定の平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）のうち、住民生活部所管にかかります予算内容につきましてはの説明とさせていただきます。

委員長

報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

ございませんか。

ないようですので、これをもって終りたいと思います。

次に（２）ビニールごみリサイクル処理についての報告を求めます。

環境対策  
課長

このビニールごみリサイクル処理につきましては、昨年の３月議会  
においての施政方針及び９月議会の方で一般質問でお答えをしてお  
りましたが、ビニールごみのリサイクル処理の調査研究についての現在  
の状況につきまして説明をさせていただきたいと思います。

委員皆様方におかれましては既にご承知の事ではございますが、ビ  
ニールごみのリサイクル処理につきましては、自治体が自ら再生する  
方法以外に、容器包装リサイクル法に基づきまして指定法人ルートで  
再生する方法、そして独自に業者と委託を行いまして再生するという、  
独自のルートの２つのルートがございます。そのリサイクルの手法も  
マテリアル、ケミカル、サーマルという３種類がございます。この２  
つのルート及び３つのリサイクルの手法につきまして、斑鳩町廃棄物  
減量等推進審議会に昨年７月及び８月の合計２回にわたりまして、ご  
意見をお伺いし、答申をいただいたところでございます。その答申の  
内容でございますが、独自に業者と委託をして再生する方法、いわゆ  
る独自ルートによるリサイクルルートで、手法につきましても、マテ  
リアルリサイクルを採用いたしまして、ケミカル、サーマル、ほぼ全  
てのビニール・プラスチック類をリサイクルできる手法が望ましいの  
ではないかというものでございます。ビニールごみの再生業者は近隣  
府県に３社ございまして、その答申内容の手法を用いて再生する業者  
は三重県伊賀市に施設を持っている業者でございまして、その業者の  
施設等を視察すると共に実施計画書の作成にも取りかかっていたとこ  
ろでございます。ところが、そのような時期に、今申し上げました三  
重県伊賀市でございますけれども、当時はまだ合併をする前でござい  
ました。上野市でございましたが、その上野市におきまして昨年９月  
議会において、他市町村からの廃棄物の搬入に対しまして１トンあた  
り１０００円の負担金を搬入する自治体から直接徴収するという上野  
市環境保全負担金条例というものが議決をされました。去年の１０月

1日から施行されたという事でございます。その条例等の主旨でございますが、本上野市には年間約10万トンの廃棄物が他の市町村から搬入されるという事で、付近の環境保全にかかわる諸問題が発生しているというところから、他の市町村からの廃棄物の搬入を抑制するといった主旨が込められているというものでございました。そのような主旨で条例が制定された状況におきましては、これまで搬入実績がない斑鳩町が条例制定直後に新たに搬入する事には問題があるのではないかと、という事でしばらく伊賀市に搬入する自治体の状況、動向を見守る方がいいのではないかとという事で交渉等を差し控えていたところでございます。その間新聞報道等でも皆さんも既にご承知と思っておりますけれども、環境省の方からビニールごみは原則全部焼却するという方針が出されたり、これは後に原則という形で市町村に委ねるという形になったところでございます。また、指定法人ルートで処理されておりますビニールごみにつきましても、指定法人ルートからビニールごみについては排除するといった動きがあるというような情報もございまして、なかなか審議会の答申のとおりに行き移す事につきましては難しい状況が出てきたというところでございます。その間、斑鳩町の中で施設を造りまして、斑鳩町の中で製品化する方法等々も含めまして、ビニールごみのリサイクルが答申以外で方法ができないものかという事で色々検討しておりましたが、最終的には答申をいただきましたリサイクル処理が、当然、設備投資も要らない。また、安く再生できるという事につきましては、検討の比較をしても一番安い方法であるという事となっております。また、伊賀市に搬入をするという事でございますけれども、単なる埋立処理ではなく、リサイクル処理というのが主眼でございます。埋立にする処分量は大量ではないという事、また、そういう事から伊賀市に与える環境負荷は少ないという事もございまして、伊賀市との事前協議を進めていこうかという事で、今現在に至っている状況でございます。この協議、これから若干時間がかかりますがけれども、今後協議を進めていく中で早ければ17年度の途中から、遅ければ平成18年度の初めからという事になるかと

思いますけれども、ビニールごみのリサイクル処理をしたいと考えているところがございます。このような事情からビニールごみのリサイクル処理につきましては、町が考えておりました時期から若干遅れてはおりますが、伊賀市との事前協議がある程度まとまった時点におきまして、当委員会にもご報告させていただきたいと思っております。

またその後、委員の皆様方にも業者の処理場の現地視察をしていただく機会も設けたいという風に考えておりますので、現在その状況であるという事でご理解をいただきたいという事でお願いいたします。

簡単ではございますが、現在の状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 今、課長の方から丁寧に説明していただきましたので流れ的にはよく分かりました。あと、処理費に関する事なんですが、一般質問でも色々出ていたりする中では処理費も高いやないの、という話も色々あったと思うんですが、処理費については現行と、そしてそのように変更する事によってどうなっていく、という見通しになっているのか、その所をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

環境対策課長 今現在ご存知のように、ビニールごみ、不燃ごみも合わせて御所の業者と契約しております。その委託料でございますけれども、委託料が年間約1億3,000万から1億4,000万、1億5,000万程度ですが、今回事前に協議を進めていくという業者によりますと、今現在の見積では約1億円という形になっております。ちなみに伊賀市に搬入する事によって、1トンあたり1,000円の手数料等々がかかるわけでございますけれども、それにつきましても、現在のごみの量、ビニールごみ・不燃ごみを合わせますと約130万円程度になるのではないかとこの風に考えているところがございます。それを合わせても現在よりは金額的に言いますと安くなるという事でございます。

す。

よろしいですか。他にございませんか。

委員長

ないようですので、これをもって終りたいと思います。

次に（３）人間ドック等について報告を求めます。

健康推進  
課長

人間ドック、それと脳ドックの検診事業の助成という事でござい  
ます。現在人間ドックにつきましては検診にかかります助成額を２万円  
を限度、それと脳ドックにつきましては１万５，０００円を限度とし  
ております。定員につきましては、人間ドック、前年では４０名、１  
７年度では５０名程度の予定としております。脳ドックにつきましては  
は５０名変わりません。これら、検診に要します費用は概ね３から５  
万円と高額でございます。検診内容により人間ドック２万円を割る方、  
脳ドック１万５，０００円を割られる方もございます。例えば人間ド  
ックで言いますと現在５万円で受診されても２万円の助成、２万円で  
受診されても２万円の助成を受けられるという、少し不公正もみられ  
るところでございます。このことから、住民の公平性を見る中で現在  
人間ドック２万円を、また脳ドック１万５，０００円を限度としてお  
りますが、これらを限度といたしまして、費用に要した額の２分の１  
を加え、差額で１人でも多くの方に検診を受けていただこうと、要綱  
の一部改正もございます。この関係につきましては、議会には出ませ  
んが、この要綱の一部改正をいたしまして住民の公平性を保とうと考  
えているところでございます。また、この件で去年の委員会で受診申  
し込みについての広報掲載を３月広報に載せるとの説明を私どもして  
おりましたが、１７年度予算の議会での承認を得られていない状態で  
掲載する事も問題がございます。今まで通り議会承認後の４月広報に  
載せる事といたしまして、ただ、広報が早く着くお家もございませ  
し、遅かったという事もございます。それによりまして申し込みに遅れた  
等の問題が起こらないように、申し込みの受付開始日を設けまして、  
住民の公平性を保とうと、広報内容といたしますので、皆様方のご理

解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

報告が終りましたので何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

委員長

住民さんに申し込みの早い遅いがないように、というのは私がお願いしてたんですが、ご配慮いただけるようになったという事で、ありがとうございます。それと、人間ドックなんですけど、私も以前一度議会議員数人でこれを利用していただいた事あるんですけど、その時人間ドックに行く施設の一覧表みたいなものを載いて、その中で選んで行つたと、その時思っているんですけども、それは今も、決められた施設の中でしかダメなんですかね、人間ドック受けるというのは。その時何ヶ所かあつて、私達もわざわざ遠い所まで車乗つて行つたんですけども、近隣で人間ドックを扱っている所で、それができるのかどうかという所を確認させていただけたらと思うんですけど。

里川委員

健康推進課長

今、言われております件につきましては、自分で選んで行けるという形なんですけれども、ただ、選びましてもその医療機関でできない事もあるという事でございます。ですから自分でまず選んでいただいて、その所でやられているという事であれば、領収書があれば対象となるという事でございます。

よろしいですか。他にございませんか。

ないようですので、これをもって終りたいと思ひます。

委員長

他に理事者側から報告することはございませんか。

ないようですので、各委員から何かございませんか。

委員長

いきいきの里の料金改定の件ですが、4月から施行という事で確認しておりますが、これに伴う事で、ちょっと確認の意味でお聞きした

三木委員 | い事がございます。以前質問があったかとも思うんですが、あそこに入られる方でお風呂に入らないで座敷でお茶飲んでテレビを観てるとい  
う方々がいらっしゃるんですが、そういう方々に対して、お風呂に入らないわけ  
ですね、そういう方々に対してどういう風に考慮されるのか、その辺の事につ  
いてお尋ねします。

福祉課長 | ふれあい交流センターの目的といたしましては、地域の住民の方の健康  
づくり、またふれあいの場づくりという事になっておりまして、お風呂に入  
られない方もそこで交流していただくという事がありますので、料金の方は  
取らないということでございます。ですから、お風呂に入られて、その後大  
広間の方でくつろいでおられる方もおられますし、お風呂と一緒に来て  
その方と一緒に交流されるという方もございますので、現在はそういう状  
況でございます。

三木委員 | 私も現場で確認をしております。本来の目的はお風呂に入られて、  
出てこられて、友達と行って、家族と行って、そこで早く出た人たちとか、  
お年寄りが将棋をしたりとか、テレビ見たり、新聞見たり、それは結構だ  
と思うのですが、そうでなくて、お風呂に入らないで団体で来られて、1  
日5時間、そこでお弁当を持ってきて、飲み物持ってきて、座ってテレビ  
を見て、雑談して帰られるという方がいらっしゃって、非常に長い時間  
そこを占有しているということで、現場も困っているようで、注意もされ  
ているようなんですが、そのことが絶えない。もうひとつ、なぜこれを言  
うかということ、ほとんどそれが他町の方と聞いています。どの辺かな  
という、安堵町と郡山の小泉とか、筒井とか、あの辺が多いと言っ  
てましたが、それは分かりませんが、ですから、そういう本来の目的で  
ない、ただそこへ来て、食べて、お茶飲んで、テレビ見て、帰って行く  
という長時間おらるとい方に対しても、町として何らかの指導をして、  
100円でも200円でも取るというような、そういう形を取らないと本来  
の姿ではないのではないかと気がするんです。その辺いかがですか。

福祉課長

町外の方のご利用が6割ということで、全体的に多いということは把握しております、今回の改正も、町内の方に出来るだけ広く利用していただくということで料金の方も、町内の方を値下げいたしました、逆に町外の方を値上げしております。4月からその改定を行う訳ですが、様子を見ていきまして、今三木議員が言われましたように、今後そういうことも検討課題と思慮しておりますが、十分、状況を確認してまいりたいと思います。

三木委員

現場の方も注意されているようだし、認識はしていただけたと思います。4月から料金改定もなるということなんですが、その辺のところも理事者の方々も留意していただいて、そういうことが出来るだけ本来の使用目的に合うような形で指導いただけるようお願いしておきます。それともうひとつ、同じいきいきの里の件なんですが、先月こういうことがあったんですが、お客さんのお年寄りの方が2人来られて、火曜日に来られたのかな、月曜日がたまたま、西憩いの家が祝日で休みであったと、月曜日が来てなんか、祝日休みかということで、それじゃいきいきの里に行こうぜと行って、いきいきの里に行ったら月曜日定休だったということで、いきいきの里が定休日なんだから、ここぐらい開ければいいじゃないかということで、現場でそんな遣り取りがあったのを聞いたんですが、いきいきの里は月曜日定休ですので換えられないようなという気もしますが、前回の委員会でも申し上げましたけど、定休日に対してそういうお客さんもいる、月曜日向こうが休みだったらこっちは開けておけばいいじゃないかいという事もお客さん言っているんですけど、これは無理としても、その辺のところちょっと配慮してあげてもいいかなと思うんですが、事例としてそんな事がありましたので、定休日の件もご配慮いただければというふうに。月曜日が要は、祝日定休。祝日定休で、知らなくって行った訳ですよ。それで休みなんで、いきいきへ行こうと、いきいき月曜日休みだったということなんです。定休日の件については、その辺のご配

慮等、もうひとつ、東も西に対しても定休日の案内というものをきちっと来られる方に明示してあげて、いきいきの里の方の定休日も書いておいてあげたら、非常に親切かなと思うので、それをちょっと考えてくれますか。

今言われましたように、利用者される方を考えまして掲示の案内の方も、もう一度施設を点検いたしまして、注意したいと思います。

福祉課長

他にございませんか。

委員長

お尋ねしておきたいと思うのですが、1月1日から自動車リサイクル法の始まりでしたが、何か混乱なり、問い合わせとか、町に対しては住民さんの方から、そういった問い合わせなどはなかったのか。町としてはこれに関しては、もう業者がするものであるという認識で、町は何もしないのかということについて、もう一度確認をさせていただきたいなと思います。

里川委員

環境対策

課長

1月1日の自動車リサイクル法に関しまして、住民の問い合わせについてでございますが、昨年の10月のバイクのリサイクルの時も言いましたように、町には1度も問い合わせがない状況でございます。前回の委員会でもお答えしたように、テレビ放送等々、いろいろ、ディーラー、修理業者の方も周知に努めているのかなと考えております。町のこれからの広報等々の質問でございますが、今も申し上げましたように、そういった事で、自動車メーカーがいろいろ努力している中で、実際にも町にも問い合わせがないということで、町独自ですることにつきましては現在考えておりません。

里川委員

分かりました。また何か問題が出てきた時には対応していただきたいという風に思います。それともう1点なんですが、私最近、障害者の保護者の方から色々相談を受けたりするケースがあるんですけど

も、従来健常者の方でしたら10何歳というような年齢で、個人差ありますけれども、思春期を迎えられて、いろんな問題があって保護者さんお悩みになったり、ご本人も悩んだりあるんですが、知的障害などの影響のある方につきましては、そういった健常者の方が10代で起こってくる問題が、20代後半であったり、30歳前後位でそういう問題が発生してくる場合があって、今まさに斑鳩町にそういった年齢の方達がいらっちゃって、その保護者の方達がいろんな事で悩んで、お話を聞かせていただく機会が結構あるんですが、そういう方達の相談を受けて、少しアドバイスができるというような体制というのか、そういう事については一定の窓口相談というのはあると思うんですね、斑鳩町も。でも、それがまだやっぱり有効に、社協なんかでも窓口、いろんな相談受けてはると思うんですけど、なかなかそれがどこにも、障害を持った子どもの事でどこにも相談できないし、相談しても分かってもらわれへんし、というような声が聞かれるんですが、そのこのところ、そういった相談を受けれるような状況というのがこれからも必要ではないかなと思います。人を大切にしていこうという事で。またその保護者の方を励ましてあげる、話を聞いてあげて色々アドバイスしてあげる事によって少しでも気が軽くなる、そういう事が大事なのではないかなという風に思いますので、これからもこの障害者の問題については、この窓口の関係ですね、ちょっと考慮、配慮、障害者の計画策定を今していただけてますけれども、是非ともそういう窓口対応というのを充実させる方向が作れないかという風に思ってます。障害者の保護者の方がどこへ相談に行けばいいか、という事がご認識がないようなので、だから身近におってしゃべる相手、私なんかだったら話しやすいのか、話してくれはったりするんですが、その辺ちょっと今の現状どんな状況なのか、それと今後どんな事ができるのか、今の時点の事で結構ですのでちょっとお聞きしておきたいと思えます。

委員から質問ございました障害者の方等の窓口対応でございます

福祉課長

が、もちろん障害者の方が窓口に来られましたら、その都度そ相談を受けているところでもございますが、その内容によりましては、個別に相談をしているのが現状でございます。また、今策定しております障害者福祉計画の策定に伴いましたアンケート調査をする中でも、そういう相談の窓口がほしいというアンケートは回答が多かったという事も把握しております。今現在作っております障害者福祉計画の中でもそういう相談に対する窓口を設置するとなっており、この計画を進めていく中で十分そういう事を検討しながら、どのような相談窓口を作っていけるかという事を検討していかなければなりません。が、現状では福祉課の窓口において来られましたら、相談を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

里川委員

アンケートでもそういう結果が出ているという事ですので、ご配慮いただきたいですが、私、最初に申し上げましたように中学校にもスクールカウンセラー置いていただけてますけれども、そういった健常者の思春期の年齢と、障害をお持ちの方にはまた更に個別に思春期的な心の動きや変化、という動きが健常者よりは遅れて、そういった年齢でばらつきもありますし、出てくるんだと。その時に親も年いってきてるし、親もどう対応したらいいかと、こういう問題が非常に割といろんな話聞いていると大きいと思いますので、そういった視点・観点を担当の方もきちっとお持ちいただけておきたいという事をお願いしておきます。

三木委員

いかるが荘の件でお尋ねします。12月23日の入居者に対するの説明会、私も聞かせていただきました。最終的には18年3月までという事ですので、入居者の保証人の方、親戚の方、50名位来て色々質疑応答されておりました。1年3ヶ月あるという事で、皆さん覚悟をしていた、という事もありまして比較的冷静に穏かなうちに終わっておりました。ただ、その概要につきましては、私もだいたい事は福祉課の方にご報告しておりますけれども、その後私、間接的に聞いて

ておりますが、入居者の退館している人数ですね。それからまたそういった方々が町の方に相談に来ているかどうか、どの程度把握しているかお聞かせいただけますか。

福祉課長 その後の状況でございますが、三木議員さんも言われましたように、1月25日に議員さんの方から、25人おられた入居者の内、今2人が他の施設へ移られたという事で聞いております。また、その後福祉課の窓口にご相談に来られたという事はございません。福祉課の方では県内の有料老人ホーム等の入居料、または入居の条件等の資料等は揃えておまして、いつ来られましても対応できる体制をとっておりますものの、相談には来られていないという状況であります。

三木委員 今後、まだ一年ちょっとあるという事で、その後も何人か出ておられるように間接的に聞いております。社会保険局の窓口で、向こうの所長さんも誠意をもって対応していただいていると聞いております。そういう意味で町の方も、そういう事も含めて把握をしながら何かあった時には対応していただけるようお願いしておきます。

他にございませんか。

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終わりたいと思います。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

委員長

( 町長挨拶 )

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時11分 閉会)

委員長